

令和5年3月27日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

原子力科学研究所のSTACY（定常臨界実験装置）施設の 定期事業者検査について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第29条第1項の規定に基づく国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設〔STACY（定常臨界実験装置）施設〕の定期事業者検査を開始しますので、下記のとおり報告します。

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所：茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名：理事長 小口 正範

2. 試験研究用等原子炉施設を設置した事業所の名称及び所在地

名 称：原子力科学研究所
所 在 地：茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象：STACY（定常臨界実験装置）施設
検査の方法：別添1「STACY施設の定期事業者検査の計画」のとおり
検査の期日：令和5年6月19日～令和5年7月31日

4. 予定の概要

別添1「STACY施設の定期事業者検査の計画」のとおり

添付書類

1. 定期事業者検査の計画

- 定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目及び検査実施予定時期
別添1「STACY施設の定期事業者検査の計画」に定期事業者検査の項目及び検査実施予定時期を示す。
- 定期事業者検査期間中に実施する工事
設計及び工事の計画に基づくSTACYの更新工事
- 前回の定期事業者検査からの変更点
STACYの運転再開における保安規定の施行を踏まえた長期原子炉停止中の機能維持における定期事業者検査を実施するため、検査対象機器及び検査項目の見直し等を行った。詳細は、別添1「STACY施設の定期事業者検査の計画」、別添2「STACY施設 施設管理実施計画」及び別添3「STACY施設 設備保全整理表、検査要否整理表」のとおり。

2. 試験研究用等原子炉施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標

- 試験研究用等原子炉施設の施設管理目標
別添4「令和4年度STACY施設の施設管理目標設定票」のとおり。
- 施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標
別添5「令和4年度STACY施設の施設管理目標設定票（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標）」のとおり。

3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ 施設管理実施計画の始期及び期間

別添2「STACY施設 施設管理実施計画」の第2条のとおり。

ロ 試験研究用等原子炉施設の工事の方法及び時期

(1) 工事概要

設計及び工事の計画に基づくSTACYの更新工事を行う。

(2) 予定時期

令和6年4月30日まで

ハ 試験研究用等原子炉施設の点検、検査等（以下「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

別添1「STACY施設の定期事業者検査の計画」、別添2「STACY施設 施設管理実施計画」及び別添3「STACY施設 設備保全整理表、検査要否整理表」のとおり。

ニ 試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

別添2「STACY施設 施設管理実施計画」の第6条のとおり。

4. 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第三条の九第二項に規定する判定する方法に関する事（一定の期間を含む。）

「一定の期間」を設定し、その期間において技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法として、これまでの点検等の実施頻度及び結果を考慮して判定する方法を実施し、点検頻度である「12ヶ月」を一定の期間とする。

5. 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあっては、その変更の内容を説明する書類

STACYの運転再開における保安規定の施行を踏まえた長期原子炉停止中の機能維持における定期事業者検査を実施するため、検査対象機器及び検査項目の見直し等を行った。詳細は、別添1「STACY施設の定期事業者検査の計画」、別添2「STACY施設 施設管理実施計画」及び別添3「STACY施設 設備保全整理表、検査要否整理表」のとおり。

6. 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類

当該評価に伴う変更はない。

7. 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあっては、第三条の九第三項各号に掲げる以下の事項

一 試験研究用等原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

該当なし。

二 試験研究用等原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

該当なし。

三 試験研究用等原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該試験研究用等原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

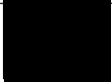
該当なし。

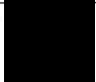
以上

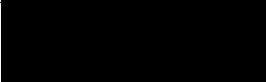
S T A C Y 施設の定期事業者検査の計画

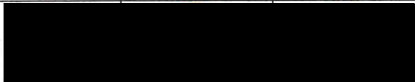
法令技術基準※	検査項目	施設区分	設備等	要領書番号	検査実施予定時期	備考
第 1 2 条 材料、構造等	漏えい検査	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備 溶液燃料貯蔵設備 主配管（グローブボックス内を除く。）	12-01	R5. 6～R5. 7	
第 2 6 条 核燃料物質貯蔵設備	未臨界性確認検査	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備 溶液燃料貯蔵設備 U 溶液貯槽（I） U 溶液貯槽（II） 棒状燃料貯蔵設備 棒状燃料収納容器 粉末燃料貯蔵設備 P u 保管ピット	26-01	R5. 6～R5. 7	
第 3 0 条 計測設備	警報検査	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備 溶液燃料貯蔵設備 U 溶液貯槽（I） U 溶液貯槽（II）	30-01	R5. 6～R5. 7	
第 3 1 条 放射線管理施設	警報検査	放射線管理施設	排気筒モニタリング設備 排気筒ダストモニタ	41-01	R5. 6～R5. 7	
第 4 0 条 保安電源設備	作動検査	その他試験研究用等原子炉の附属施設	排気筒モニタリング設備 排気筒ダストモニタ 非常用電源設備 無停電電源装置 A、B	40-01	R5. 6～R5. 7	
第 4 1 条 警報装置	警報検査	放射線管理施設	排気筒モニタリング設備 排気筒ダストモニタ	41-01	R5. 6～R5. 7	
—	保安記録確認	—	S T A C Y 施設の保安活動	保安-01	R5. 7	

※：試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則

承認
臨界ホット 試験技術部長

RS/3/8

同意
原子炉 主任技術者

RS/3/8

確認	確認
工務 技術部長	放射線 管理部長
	
RS/3/8	RS/3/8

作成	作成	作成
臨界技術 第1課長	工務 第1課長	放射線管理 第2課長
		
RS/3/8	RS/3/8	RS/3/8

STACY施設 施設管理実施計画

令和 5年 3月

原子力科学研究所

臨界ホット試験技術部	臨界技術第1課
工務技術部	工務第1課
放射線管理部	放射線管理第2課

STACY施設 施設管理実施計画
改定履歴

改定 番号	改定年月日	改定内容	承認	同意	確認	作成	備考
制定 00	2020/05/19	新検査制度の施行に伴い、初版制定。					
改定 01	2020/06/16	特別な施設管理実施計画において、施設管理実施計画の始期及び期間を明確化。設備保全整理表において、一部の設備・機器について定期事業者検査の検査確認方法を変更。その他記載の適正化等。					
改定 02	2020/07/31	設備保全整理表について、保安規定、運転手引等に係る設備・機器の点検頻度、点検項目等の適正化。その他記載の適正化。					
改定 03	2020/09/01	設備保全整理表及び検査要否整理表について、STACY更新に係る設工認申請書の記載内容を踏まえて、対象設備・機器を追加。その他記載の適正化。					
改定 04	2021/05/12	設備保全整理表及び検査要否整理表について、実施している検査と条項に関する記載の適正化。					
改定 05	2021/05/25	設備保全整理表のうち、STACY更新補足情報に係る記載の適正化。					
改定 06	2021/08/04	設備保全整理表について、機構ガイド(保全ガイド)改正に伴う点検頻度の記載の適正化。要領書番号追加等の記載の適正化。					
改定 07	2022/05/17	工事の確認及び評価について記載の適正化。「保全文書ガイド」の改定(R3.4.1 付け)を踏まえ、設備保全整理表及び検査要否整理表の記載の見直し。その他記載の適正化等。					
改定 08	2022/10/04	保安規定改正に伴う記載の適正化。所及び部の文書と本文との関係性の整理。その他記載の適正化。					
改定 09	2023/03/08	STACY 運転再開に関する保安規定の施行に伴う変更					

(目的)

第1条 本計画は、STACY施設の施設管理に当たり、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」(以下「試験炉規則」という。)第9条第1項第3号の定めにより策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第1項第4号に基づき、施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)として定めたものである。

(第4号イ 施設管理実施計画の始期及び期間)

第2条 施設管理実施計画の始期は、定期事業者検査を開始する日とし、その期間は、次の定期事業者検査を開始する前の日までとする。

2 前項の定期事業者検査の時期については、原子力科学研究所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)第11編第7条の2(年間運転計画)の定めにより作成する「年間運転計画」に定める。

(第4号ロ 設計及び工事)

第3条 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するSTACY施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設の使用前事業者検査を伴う修理及び改造に係る設計及び工事を行おうとするときは、保安規定第11編第25条(修理及び改造)の定めにより、「修理及び改造計画」を作成し、それに基づき業務を実施する。

2 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の計画の作成及び業務の実施に当たっては、原子力科学研究所の「調達管理要領」並びに臨界ホット試験技術部、工務技術部及び放射線管理部の「業務の計画及び実施に関する要領」及び「設計・開発管理要領」並びに保安規定に基づき定める「STACY施設本体施設運転手引及びTRACY施設本体施設管理手引」、「NUCEF特定施設運転手引(STACY編 TRACY編)」及び「放射線管理手引(施設放射線管理編)」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ハ 施設の保全のために実施する巡視)

第4条 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するSTACY施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、保安規定第11編第27条(本体施設停止中の巡視)及び第33条(放射性廃棄物の保管中の巡視)、保安規定第2編第38条(放射線測定機器の維持点検及び巡視)並びに保安規定に基づき定める「STACY施設本体施設運転手引及びTRACY施設本体施設管理手引」、「NUCEF特定施設運転手引(STACY編 TRACY編)」及び「放射線管理手引(施設放射線管理編)」その他下部要領に基づき、当該施設の保全のための巡視を行う。

(第4号ニ 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期)

第5条 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するSTACY施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、原子力科学研究所の「施設管理実施計画に係る保全文書策定要領」に基づき、当該施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定し、これらに基づき保全活動を実施する。

2 前項の「設備保全整理表」に記載する点検、検査等の方法については、それらの手順を示した要領書等を示した索引番号等の表記に代えることができる。また、点検、検査等の実施頻度及び時期については、保安規定第11編第7条の2に定める年間運転計画、その他下部要領の記載に代えることがで

きる。

- 3 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第1項及び前項の点検、検査等の実施に当たっては、原子力科学研究所の「調達管理要領」並びに臨界ホット試験技術部、工務技術部及び放射線管理部の「監視機器及び測定機器の管理要領」及び「試験・検査の管理要領」並びに保安規定に基づき定める「STACY施設本体施設運転手引及びTRACY施設本体施設管理手引」、「NUCEF特定施設運転手引（STACY編 TRACY編）」及び「放射線管理手引（施設放射線管理編）」その他下部要領に基づき、必要な手続きを行う。また、定期事業者検査及び使用前事業者検査にあつては、保安規定第11編第23条（定期事業者検査）及び第25条の2（使用前事業者検査）の定めにより策定するSTACY施設の「定期事業者検査計画」及び「定期事業者検査要領書」、「使用前事業者検査計画」及び「使用前事業者検査要領書」に基づき、検査を受検する。
- 4 前項の検査の受検に当たっては、保安規定第1編第16条の3（事業者検査の独立性の確保等）及び原子力科学研究所の「事業者検査の実施要領」の定めにより、検査の独立性を確保する。

（第4号ホ 工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置）

第6条 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するSTACY施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、第3条の工事並びに第5条の点検、検査等を実施する際、原子力科学研究所の「放射線安全取扱手引」並びに保安規定に基づき定める「STACY施設本体施設運転手引及びTRACY施設本体施設管理手引」、「NUCEF特定施設運転手引（STACY編 TRACY編）」及び「放射線管理手引（施設放射線管理編）」その他関連要領及び下部要領の定めにより、保安の確保のために必要な措置を講じる。

（第4号へ 設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価）

第7条 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するSTACY施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第3条の設計及び工事について、臨界ホット試験技術部、工務技術部及び放射線管理部の「設計・開発管理要領」に基づき、確認及び評価を行う。

- 2 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するSTACY施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第4条の巡視、第5条の点検、検査等の結果について、保安規定第11編第22条の6（保全活動の有効性評価及び改善）及び第22条の7（施設管理の有効性評価及び改善）並びに原子力科学研究所の「施設管理及び保全有効性評価要領」に基づき、確認及び評価を行う。

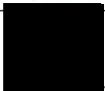
（第4号ト 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善）


第8条 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するSTACY施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、前条の確認及び評価の結果、実施すべき処置があると認める場合は、保安規定第11編第22条の6（保全活動の有効性評価及び改善）及び第22条の7（施設管理の有効性評価及び改善）並びに原子力科学研究所の「施設管理及び保全有効性評価要領」に基づき、必要な改善を行う。

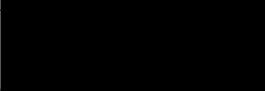
- 2 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の改善の実施に当たっては、原子力科学研究所の「不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」及び「水平展開要領」に基づき、必要な手続きを行う。

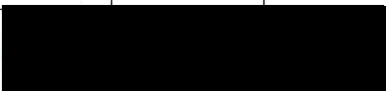
(第4号チ 施設管理に関する記録)

第9条 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するSTACY施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第2条から第8条までの業務に関する記録について、原子力科学研究所、臨界ホット試験技術部、工務技術部及び放射線管理部それぞれの「文書及び記録の管理要領」に基づき、管理する。

承認
臨界ホット 試験技術部長

R5/3/8

同意
原子炉 主任技術者

R5/3/8

確認	確認
工務 技術部長	放射線 管理部長
	
R5/3/8	R5/3/8

作成	作成	作成
臨界技術 第1課長	工務 第1課長	放射線管理 第2課長
		
R5/3/8	R5/3/8	R5/3/8

STACY施設 設備保全整理表、検査要否整理表

令和 5年 3月

原子力科学研究所

臨界ホット試験技術部	臨界技術第1課
工務技術部	工務第1課
放射線管理部	放射線管理第2課

STACY施設
設備保全整理表、検査要否整理表 改定履歴

改定 番号	改定年月日	改定内容	承認	同意	確認	作成	備考	
制定 00	2022/10/04	新規制定 （「原子力科学研究所施設管理実施 計画に係る保全文書策定要領」の制 定に伴い、施設管理実施計画から分 離）						
改定 01	2023/03/08	STACY 運転再開に関する保安規定の 施行に伴う変更（「特別な」の削除）、 検査項目の追加、検査頻度の変更及 びその他記載の適正化。						

試験炉 (STACY) の設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器			※ 一部故障後交換あり				供用段階 (通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査)				中長期保全 (通常の検査間隔12月間を超える期間での保全)			備考	担当課室							
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	(*) =新設及び改造のため、使用前事業者検査後に次回定期事業者検査として性能を確認する設備機器 (使用前事業者検査後は黒字とする。)			(*) =新設及び改造のため、使用前事業者検査後に次回定期事業者検査として性能を確認する項目 (使用前事業者検査後は黒字とする。)			点検修理	更新改造	要領書 索引番号									
						検査項目 (●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認) (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	点検頻度 (◎保安規定、○運転手引等、 △課長制定文書等、・関連確認) () 付きは、事後保全における 自主的な点検	要領書 索引番号	点検頻度													
イ 位置 ロ 一般構造	建家	実験棟A	炉室(S) 周囲	低(極低)	時間	○線量率検査*(第16条第1項:遮蔽等) △点検記録確認(外観)(第16条第2項第1号:遮蔽等)	定検(16-01)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課、 放射線管理第2課					
		実験棟A	制御室	低(極低)	時間	○線量率検査*(第16条第1項:遮蔽等) △点検記録確認(外観)(第16条第2項第1号:遮蔽等) △点検記録確認(外観)(第34条第3項:安全避難通路)	定検(16-01)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課					
	口 一般構造	実験棟A	全体	全体	低(極低)	時間	○線量率検査*(第16条第1項:遮蔽等) △点検記録確認(外観)(第8条第1.2項:外部衝撃損傷防止、第9条:不法侵入防止 第15条第4項:汚染防止) △点検記録確認(外観)*(第8条第1.2項:外部衝撃損傷防止<<樹木の管理>>)	定検(16-01)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課				
							△点検記録確認(外観)(第8条第1.2項:外部衝撃損傷防止、第9条:不法侵入防止 第15条第4項:汚染防止) △点検記録確認(外観)*(第8条第1.2項:外部衝撃損傷防止<<樹木の管理>>)	定検(16-01)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課
		実験棟B	全体	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第8条第1.2項:外部衝撃損傷防止、第9条:不法侵入防止 第15条第4項:汚染防止) △点検記録確認(外観)*(第8条第1.2項:外部衝撃損傷防止<<樹木の管理>>)	定検(16-01)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課					
		防護柵	安全避難通路	実験棟A 実験棟B	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第9条:不法侵入防止) △点検記録確認(外観)(第20条第1号:安全避難通路、第34条第3項:安全避難通路)	定検(16-01)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課				
	(1) 炉心	避難通路設備	避難口誘導灯 (蓄電池内蔵)	実験棟A 実験棟B	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第20条第2号:避難用照明)	定検(16-01)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課				
			非常用照明灯 (無停電電源装置接続)	実験棟A 実験棟B	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第20条第2号:避難用照明)	定検(16-01)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課				
			階段通路誘導灯 (蓄電池内蔵)	実験棟A 実験棟B	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第20条第2号:避難用照明)	定検(16-01)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課				
			保安灯 (非常用発電機接続)	実験棟A 実験棟B	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第20条第2号:避難用照明)	定検(16-01)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課			
			可搬式照明	実験棟入口	実験棟入口	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第20条第3号:可搬式仮設照明)	定検(16-01)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課			
			懐中電灯	実験棟入口	実験棟入口	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第20条第3号:可搬式仮設照明)	定検(16-01)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課			
			(2) 燃料体	原子炉容器	炉心タンク*	炉心タンク*	中	時間	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止、第12条第1項:構造強度) △点検記録確認(漏えい)(第12条第2項:構造強度) △点検記録確認(炉心構成機器外観)(第22条第1.2項:炉心等)	定検(16-01)、自検1	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	臨界技術第1課		
					実験装置置台*		中	時間	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止、第12条第1項:構造強度)	定検(16-01)、自検1	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	臨界技術第1課	
					移動支持架*		中	時間	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(16-01)、自検1	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	◎起動前、○日常	臨界技術第1課	
					内部構造物	格子板*	中	時間	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止、第12条第1項:構造強度) △点検記録確認(炉心構成機器外観)(第22条第1.2項:炉心等)	定検(16-01)、自検1	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	臨界技術第1課	
					格子板フレーム*		中	時間	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止、第12条第1項:構造強度) △点検記録確認(炉心構成機器外観)(第22条第1.2項:炉心等)	定検(16-01)、自検1	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	臨界技術第1課
					その他の設備	起動用中性子源*	低	時間	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(16-01)、自検1	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	臨界技術第1課
	燃料体	燃料体	燃料体	棒状燃料	低	時間	△点検記録確認(燃料体外観)*(第22条第1.2項:炉心等)	定検(16-01)、自検1	◎半期	◎半期	◎半期	◎半期	◎半期	◎半期	◎半期	◎半期	◎半期	◎半期	◎半期	臨界技術第1課			
			炉心	基本炉心*	高	時間	●最大過剰反応度検査(第33条第1項第1号:反応度制御系統及び原子炉停止系統) △点検記録確認(燃料体外観)(第22条第1.2項:炉心等)	定検(33-02)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課				
核特性			反応度制御系*	中	時間	●最大添加反応度検査(第33条第1項第1号:反応度制御系統及び原子炉停止系統) ●反応度添加率検査(第33条第1項第1号:反応度制御系統及び原子炉停止系統)	定検(33-03)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課					
原子炉停止系*				高	時間	●原子炉停止余裕検査(第33条第2項第2.3号:反応度制御系統及び原子炉停止系統) ●ワンロードスタックマージン検査(第33条第2項第4号:反応度制御系統及び原子炉停止系統)	定検(33-04.05)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課					
へ 計測制御系統施設 (1) 計装	計測制御系統施設	核計装	起動系*	高	時間	◎警報検査(第30条第1項第1.2号:計測設備、第41条:警報装置) ◎作動検査(第30条第1項第1.2号:計測設備、第32条第1号:安全保護回路) △点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(41-02、32-01)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課					
		運転系統型出力系*	中	時間	◎警報検査(第30条第1項第1号:計測設備、第41条:警報装置) △点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(41-02)、自検1	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	臨界技術第1課				
		運転系対数出力系*	高	時間	◎警報検査(第30条第1項第1.2号:計測設備、第41条:警報装置) ◎作動検査(第30条第1項第1.2号:計測設備、第32条第1号:安全保護回路) △点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(41-02、32-01)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課				
		安全出力系*	高	時間	◎警報検査(第30条第1項第1号:計測設備、第41条:警報装置) ◎作動検査(第30条第1項第1号:計測設備、第32条第1号:安全保護回路) △点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(41-02、32-01)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課			
		検出器配置用治具*	低	時間	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(16-01)、自検1	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	臨界技術第1課			
		盤*	中	時間	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(16-01)、自検1	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	◎起動前、○停止後、○月次	臨界技術第1課			
		放射線量率計	炉室(S)、炉下室(S)	低(極低)	時間	◎作動検査(第34条第2項:原子炉制御室等) △点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(34-01)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課			
		炉室線量率計盤	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(16-01)、自検1	◎起動前、○停止後	◎起動前、○停止後	◎起動前、○停止後	◎起動前、○停止後	◎起動前、○停止後	◎起動前、○停止後	◎起動前、○停止後	◎起動前、○停止後	◎起動前、○停止後	◎起動前、○停止後	◎起動前、○停止後	◎起動前、○停止後	◎起動前、○停止後	臨界技術第1課			
		その他の主要な事項	最大給水制限スイッチ*	高	時間	◎作動検査(第32条第1号:安全保護回路) △点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(32-01)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課			
		給水停止スイッチ*	中	時間	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(16-01)、自検1	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	臨界技術第1課		
		排水開始スイッチ*	中	時間	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(16-01)、自検1	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	臨界技術第1課		
		サーボ水位計*	中	時間	◎警報検査(第30条第1項第3号:計測設備、第41条:警報装置) △点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(41-02)、自検1	◎運転毎	◎運転毎	◎運転毎	◎運転毎	◎運転毎	◎運転毎	◎運転毎	◎運転毎	◎運転毎	◎運転毎	◎運転毎	◎運転毎	◎運転毎	◎運転毎	臨界技術第1課		
		高速流量計及び低速流量計*	中	時間	◎警報検査(第41条:警報装置) △点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(41-02)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課		
		炉心温度計*	中	時間	◎警報検査(第41条:警報装置) △点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(41-02)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課		
		ダンプ槽温度計*	中	時間	◎警報検査(第41条:警報装置) △点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(41-02)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課		
		ダンプ槽電導度計*	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(16-01)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課		
		監視操作盤*	中	時間	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(16-01)、自検1	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	臨界技術第1課		
		モニタ盤*	中	時間	◎警報検査(第41条:警報装置) △点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(41-02)、自検1	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	△定事検査	臨界技術第1課		
		インターロック盤*	中	時間	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(16-01)、自検1	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	◎起動前	臨界技術第1課		

試験炉 (STACY) の設備保全整理表

許可書記載事項	対象設備機器			※ 一部故障後交換あり				供用段階 (通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査)				中長期保全 (通常の検査間隔12月間を超えない期間での保全)				備考	担当課室
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全重要度	保全方式	(* = 新設及び改造のため、使用前事業者検査後に次回定期事業者検査として性能を確認する設備機器 (使用前事業者検査後は黒字とする。))			点検頻度 (◎保安規定、○運転手引等、△課長制定文書等、・関連確認) () 付きは、事後保全における自主的な点検	要領書索引番号	点検修理	更新改造	要領書索引番号				
						検査項目 (●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認) (法令技術基準に関する事項)	要領書索引番号	要領書索引番号									
(2) 安全保護回路	計測制御系統施設	安全保護回路	原子炉停止回路A系・B系*	高	時間※	◎作動検査(第32条第1号:安全保護回路)	定検 (32-01)、自検1	◎起動前、○月例	選手1-2		改造中			施工第3回申請	臨界技術第1課		
			地震計*	高	時間※	◎作動検査(第32条第1号:安全保護回路)	定検 (32-01)、自検1	◎起動前、○月例	選手1-2		改造中			安全保護回路の入力として作動確認	臨界技術第1課		
			安全保護系盤 2台*	高	時間※	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検 (保安-01)	◎起動前、○月例	選手1-2		改造中			関係設備の表示として確認	臨界技術第1課		
			スクラム遮断器盤 2台*	高	時間※	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検 (保安-01)	◎起動前、○月例	選手1-2		改造中				臨界技術第1課		
			手動スクラム*	高	時間※	◎作動検査(第32条第1号:安全保護回路)	定検 (32-01)、自検1	△定事検査毎、◎起動前	選手1-2		改造中				安全保護回路の入力として作動確認	臨界技術第1課	
(3) 制御設備	計測制御系統施設	溶液燃料給排液系	主配管 (第3種管)	低(極低)	事後				規11、選手1-2					不使用設備管理	臨界技術第1課		
			主配管伸縮継手部 (第3種管)	低(極低)	事後				規11、選手1-2						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			主配管 (第4種管)	低(極低)	事後				規11、選手1-2						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			入口分配器	低(極低)	事後				規11、選手1-2						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			給液系	高	事後				規11、選手1-2						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			高速給液ポンプ	低(極低)	事後				規11、選手1-2						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			低速給液ポンプ	低(極低)	事後				規11、選手1-2						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			高速給液ポンプ吐出弁	低(極低)	事後				規11、選手1-2						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			低速給液ポンプ吐出弁	低(極低)	事後				規11、選手1-2						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			排液系	高	事後				規11、選手1-2						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			通常排液弁	低(極低)	事後				規11、選手1-2						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			微調整排液弁	低(極低)	事後				規11、選手1-2						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			急速排液弁	低(極低)	事後				規11、選手1-2						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			制御材	安全板*	高	時間※	●原子炉停止余裕検査(第33条第2項第2.3号:反応度制御系統及び原子炉停止系統) ●ワンロードスタックマージン検査(第33条第2項第4号:反応度制御系統及び原子炉停止系統)	定検 (33-04.05)、自検1	△定事検査毎	選手1-2		改造中			施工第3回申請	臨界技術第1課	
			制御材駆動設備	高速給水ポンプ*	中	時間※	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検 (保安-01)	△定事検査毎、○起動前、○日常	選手1-2		改造中			施工第3回申請	臨界技術第1課	
高速給水吐出弁*	中	時間※	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検 (保安-01)	○起動前、○日常	選手1-2		改造中				施工第3回申請	臨界技術第1課				
高速流量調整弁*	中	時間※	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検 (保安-01)	○起動前、○日常	選手1-2		改造中				施工第3回申請	臨界技術第1課				
高速給水バイパス弁*	中	時間※	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検 (保安-01)	○起動前、○日常	選手1-2		改造中				施工第3回申請	臨界技術第1課				
低速給水ポンプ*	中	時間※	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検 (保安-01)	○起動前、○日常	選手1-2		改造中				施工第3回申請	臨界技術第1課				
低速給水吐出弁*	中	時間※	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検 (保安-01)	○起動前、○日常	選手1-2		改造中				施工第3回申請	臨界技術第1課				
低速流量調整弁*	中	時間※	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検 (保安-01)	○起動前、○日常	選手1-2		改造中				施工第3回申請	臨界技術第1課				
低速給水バイパス弁*	中	時間※	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検 (保安-01)	○起動前、○日常	選手1-2		改造中				施工第3回申請	臨界技術第1課				
急速排水弁*	高	時間※	○排水検査(第32条第1号:安全保護回路、第33条第4項第1号:反応度制御系統及び原子炉停止系統)	定検 (33-07)、自検1	△定事検査毎、○運転毎	選手1-2		改造中				施工第3回申請	臨界技術第1課				
通常排水弁*	中	時間※	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検 (保安-01)	○起動前、○日常	選手1-2		改造中				施工第3回申請	臨界技術第1課				
配管*	中	時間※	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止、第12条第1項:構造強度) △点検記録確認(漏えい)(第12条第2項:構造強度)	定検 (保安-01)	○起動前、○日常	選手1-2		改造中				施工第3回申請	臨界技術第1課				
ダンプ槽*	中	時間※	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止、第12条第1項:構造強度) △点検記録確認(漏えい)(第12条第2項:構造強度)	定検 (保安-01)	○起動前、○日常	選手1-2		改造中				施工第3回申請	臨界技術第1課				
安全板駆動装置*	高	時間※	●スクラム検査(第32条第1号:安全保護回路、第33条第4項第1号:反応度制御系統及び原子炉停止系統)	定検 (33-01)、自検1	△定事検査毎、○起動前	選手1-2		改造中				施工第3回申請	臨界技術第1課				
ガイドピン*	高	時間※	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止) ●スクラム検査(第32条第1号:安全保護回路、第33条第4項第1号:反応度制御系統及び原子炉停止系統)	定検 (33-01)、自検1	△定事検査毎、○起動前	選手1-2		改造中				施工第3回申請	臨界技術第1課				
(4) その他	計測制御系統施設	未臨界板*	起動インターロックA系・B系*	低	時間※	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検 (保安-01)	△定事検査毎	自点4		改造中		施工第3回申請	臨界技術第1課			
			反応度添加停止インターロックA系・B系	中	時間※	◎インターロック検査(第33条第1項第1号:反応度制御系統及び原子炉停止系統)	定検 (33-06)、自検1	△定事検査毎	選手1-2		改造中			施工第3回申請	臨界技術第1課		
			排水開始インターロックA系・B系*	中	時間※	◎インターロック検査(第33条第1項第1号:反応度制御系統及び原子炉停止系統)	定検 (33-06)、自検1	△定事検査毎	選手1-2		改造中			施工第3回申請	臨界技術第1課		
			警報回路A系・B系*	中	時間※	◎警報検査(第41条:警報装置)	定検 (41-02)、自検1	△定事検査毎	選手1-2		改造中			施工第3回申請	臨界技術第1課		
			その他の設備	副警報盤	低(極低)	事後			(△月例)	拠点11						臨界技術第1課、危機管理課	
			通信連絡設備	一斉放送端末	低(極低)	時間※	△点検記録確認(作動)(第42条第1項:通信連絡設備)	定検 (保安-01)	△定事検査毎	自点4						臨界技術第1課	
			一斉放送スピーカー	実験棟A	低(極低)	時間※	△点検記録確認(作動)(第42条第1項:通信連絡設備)	定検 (保安-01)	△定事検査毎	自点4						臨界技術第1課	
			実験棟B	低(極低)	時間※	△点検記録確認(作動)(第42条第1項:通信連絡設備)	定検 (保安-01)	△定事検査毎	自点4							臨界技術第1課	
			ベージング	実験棟A	低(極低)	時間※	△点検記録確認(作動)(第42条第1項:通信連絡設備、第38条第1項第5号:実験設備等)	定検 (保安-01)	△定事検査毎	自点4						臨界技術第1課	
			実験棟B	低(極低)	時間※	△点検記録確認(作動)(第42条第1項:通信連絡設備)	定検 (保安-01)	△定事検査毎	自点4							臨界技術第1課	
固定電話	管理棟	低(極低)	時間※	△点検記録確認(作動)(第42条第2項:通信連絡設備)	定検 (保安-01)	△定事検査毎	自点4						臨界技術第1課				
携帯電話	管理棟	低(極低)	時間※	△点検記録確認(作動)(第42条第2項:通信連絡設備)	定検 (保安-01)	△定事検査毎	自点4						臨界技術第1課				
二 核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設 (1) 燃料取扱設備	計測制御系統施設	調整附属設備	溶解液計量槽	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4				不使用設備管理	臨界技術第1課			
			U溶解槽	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課		
			ろ過器 (I) 2基	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			ろ過器 (II)	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			送液ポット	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			U溶解オフガス凝縮器	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			U溶解オフガス分離器	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			調整附属設備GB (I)	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			主配管 (GB内を除く)	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			主配管 (GB内)	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			主要弁	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			流量調整弁	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			調整設備	U溶液受槽 A・B	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課
			溶液抽出槽	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			戻液受槽	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			混合槽	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			U濃縮缶	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			U濃縮液槽	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			U濃縮缶デミスタ	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			U凝縮器	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			U濃縮液冷却器 (第4種管)	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			U溶液中間槽	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			U溶液ポット	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			U濃縮液槽	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			U濃縮液中間槽	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			U濃縮液ポット	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			戻液中間槽	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			溶液抽出中間槽	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	
			戻液ポット	低(極低)	事後			(◎年次)	規11、選手1-4						不使用設備管理	臨界技術第1課	

試験炉 (STACY) の設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器			※ 一部故障後交換あり				供用段階 (通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査)				中長期保全 (通常の検査間隔12月間を超える期間での保全)				備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	(*)=新設及び改造のため、使用前事業者検査後に次回定期事業者検査として性能を確認する設備機器 (使用前事業者検査後は黒字とする。)		(*)=新設及び改造のため、使用前事業者検査後に次回定期事業者検査として性能を確認する項目 (使用前事業者検査後は黒字とする。)		点検頻度 (◎保安規定、○運転手引等、 △課長制定文書等、・関連確認) () 付きは、事後保全における 自主的な点検	要領書 索引番号	点検修理	更新改造	要領書 索引番号						
						検査項目 (●立会確認、◎抜取確認、 ○記録確認、△保安記録確認) (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	要領書 索引番号												
(2) 燃料貯蔵設備			溶液抽出ポット	低(極低)	事後					(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課			
			ノックアウトポット(I)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課		
			ノックアウトポット(II)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課		
			ノックアウトポット(III)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課		
			ノックアウトポット(IV)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課		
			ライン混合器	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課		
			調整設備GB(I)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課		
			調整設備GB(II)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課		
			調整設備GB(III)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課		
			調整設備GB(IV)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課		
			調整設備GB(V)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課		
			調整設備GB(VI)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課		
			サンプリング用GB(I)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課		
			精製設備	主配管 (GB内を除く)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				主配管 (GB内)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				主要弁	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				流量調整弁	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				調整液槽	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				抽液液槽A・B	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				U溶媒槽A・B・C	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				抽出器	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				抽液液洗浄器	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				U逆抽出器	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
			精製附属設備	U溶液洗浄器	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				ミキサセトラドレン回収ポット(I)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				ミキサセトラドレン回収ポット(II)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				調整液ポット	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				調整液中間槽	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				調整液ろ過器	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				U溶媒ポット	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				U溶媒中間槽	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				ノックアウトポット	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				精製設備GB(I)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
			供給設備(I)	精製設備GB(II)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				精製設備GB(III)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				サンプリング用GB(III)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				主配管 (GB内を除く)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				主配管 (GB内)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				主要弁	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				流量調整弁	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				炭溶媒槽	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				炭希釈剤槽A・B	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				溶媒槽	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
			核燃料物質貯蔵設備	炭希釈剤槽	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				溶媒ろ過器(I)(II)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				洗浄炭液槽A・B	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				油水分離槽	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				油水分離槽(II)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				油水分離槽(III)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				油水分離槽(IV)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				油水分離槽(V)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				油水分離槽(VI)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				油水分離槽(VII)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
			炭溶媒槽	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課		
			核燃料物質貯蔵設備	炭溶媒槽	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				炭溶媒中間槽	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				炭希釈剤ポット	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				炭希釈剤中間槽	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				精製附属設備GB(II)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				精製附属設備GB(III)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				精製附属設備GB(IV)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				精製附属設備GB(V)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				主配管 (GB内を除く)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				主配管 (GB内)	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
			核燃料物質貯蔵設備	主要弁	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-4					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				タンク槽IA・IB	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-2					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				タンク槽II	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-2					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				第2よう素吸着塔	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-2					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				燃料取扱ボックス	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-2					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				給排液ヘッダボックス	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-2					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				主配管・主要弁	低(極低)	事後						(◎年次)	保規11、選手1-2					不使用設備管理	臨界技術第1課	
				溶液貯蔵室-1(隔離壁)	低(極低)	時間	△点検記録確認(未臨界性)(第26条第1項第1号:核燃料物質貯蔵設備)	定検 (保安-01)	△定事検毎 自点4											臨界技術第1課
				溶液貯蔵室-7(隔離壁)	低(極低)	時間	△点検記録確認(未臨界性)(第26条第1項第1号:核燃料物質貯蔵設備)	定検 (保安-01)	△定事検毎 自点4											臨界技術第1課
				溶液貯蔵室-9(隔離壁)	低(極低)	時間	△点検記録確認(未臨界性)(第26条第1項第1号:核燃料物質貯蔵設備)	定検 (保安-01)	△定事検毎 自点4											臨界技術第1課
			溶液貯蔵室-7	低(極低)	時間※	△点検記録確認(警報)(第30条第2項:計装設備<漏えい検知器>) △点検記録確認(外観)(第16条第2項第1.2号:遮蔽等、第19条第2項:溢水損傷防止、第26条第2項第2号:核燃料物質貯蔵設備)	定検 (保安-01)	△定事検毎 自点4 ◎半期					保規11、選手1-4						臨界技術第1課	
			溶液貯蔵室-9	低(極低)	時間※	△点検記録確認(警報)(第30条第2項:計装設備<漏えい検知器>) △点検記録確認(外観)(第16条第2項第1.2号:遮蔽等、第19条第2項:溢水損傷防止、第26条第2項第2号:核燃料物質貯蔵設備)	定検 (保安-01)	△定事検毎 自点4 ◎半期					保規11、選手1-4						臨界技術第1課	
			U溶液貯槽(I)4基	低	時間※	○未臨界性確認検査(第26条第1項第1号:核燃料物質貯蔵設備) ○警報検査(第30条第2項:計装設備<液位計>) △点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止 第12条第1項第1号、第2項:構造強度)	定検 (保安-01)	△定事検毎 ◎半期					保規11、選手1-4						臨界技術第1課	
			U溶液貯槽(II)2基	低	時間※	○未臨界性確認検査(第26条第1項第1号:核燃料物質貯蔵設備) ○警報検査(第30条第2項:計装設備<液位計>) △点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止 第12条第1項第1号、第2項:構造強度)	定検 (保安-01)	△定事検毎 ◎半期					保規11、選手1-4						臨界技術第1課	

試験炉 (STACY) の設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器			※ 一部故障後交換あり				供用段階 (通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査)			中長期保全 (通常の検査間隔12月間を超える期間での保全)			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	(* =新設及び改造のため、使用前事業者検査後に次回定期事業者検査として性能を確認する設備機器 (使用前事業者検査後は黒字とする。))			点検頻度 (◎保安規定、○運転手引等、 △課長制定文書等、・関連確認) () 付きは、事後保全における 自主的な点検	要領書 索引番号	点検修理	更新改造	要領書 索引番号					
						(* =新設及び改造のため、使用前事業者検査後に次回定期事業者検査として性能を確認する項目 (使用前事業者検査後は黒字とする。))												
(2) 液体廃棄物廃棄設備	放射性廃棄物の廃棄施設	β・γ廃液系設備	中レベル廃液貯槽A・B	低(極低)	時間※	△点検記録確認(警報)(第41条:警報装置) △点検記録確認(漏えい)(第35条第1項第3号:廃棄物処理設備) △点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(保安-01)	△月例、△定事検毎、◎起動前	課制特1、自点11、保規11、 選手2						工務第1課			
			低レベル廃液貯槽A・B	低(極低)	時間※	△点検記録確認(警報)(第41条:警報装置) △点検記録確認(漏えい)(第35条第1項第3号:廃棄物処理設備) △点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(保安-01)	△月例、△定事検毎、◎起動前	課制特1、自点11、保規11、 選手2						工務第1課			
			極低レベル廃液貯槽A・B	低(極低)	時間※	△点検記録確認(警報)(第41条:警報装置) △点検記録確認(漏えい)(第35条第1項第3号:廃棄物処理設備) △点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(保安-01)	△月例、△定事検毎、◎起動前、◎停止後	課制特1、自点11、保規11、 選手2						工務第1課			
			極低レベル廃液一時貯槽	低(極低)	時間※	△点検記録確認(警報)(第41条:警報装置)	定検(保安-01)	△月例、△定事検毎、◎起動前、◎停止後	課制特1、自点11、保規11、 選手2							工務第1課		
			排水槽(Ⅰ)・(Ⅱ)	低(極低)	時間※	△点検記録確認(警報)(第41条:警報装置)	定検(保安-01)	△月例、△定事検毎、◎起動前、◎停止後	課制特1、自点11、保規11、 選手2							工務第1課		
			サンピット(Ⅰ)	低(極低)	時間※	△点検記録確認(警報)(第41条:警報装置)	定検(保安-01)	△月例、△定事検毎、◎起動前、◎停止後	課制特1、自点11、保規11、 選手2							工務第1課		
			配管	低(極低)	時間※	△点検記録確認(外観)(第35条第1項第3.6号:廃棄物処理設備)	定検(保安-01)	△定事検毎	自点11							工務第1課		
			廃液貯槽室(Ⅵ)-1	低(極低)	時間※	△点検記録確認(警報)(第41条:警報装置)	定検(保安-01)	△点検記録確認(外観)(第16条第2項第1号:遮蔽等、第19条第2項:溢水損傷防止、 第35条第2項第1.2号:廃棄物処理設備)	定検(保安-01)	△月例、△定事検毎	課制特1、自点4、自点11						臨界技術第1課、工務第1課	
			廃液貯槽室(Ⅶ)	低(極低)	時間※	△点検記録確認(警報)(第41条:警報装置) △点検記録確認(外観)(第19条第2項:溢水損傷防止、 第35条第2項第1.2号:廃棄物処理設備)	定検(保安-01)	△点検記録確認(外観)(第16条第2項第1号:遮蔽等)	定検(保安-01)	△月例、△定事検毎	課制特1、自点11						工務第1課	
			廃液貯槽室(Ⅷ)	低(極低)	時間※	△点検記録確認(警報)(第41条:警報装置) △点検記録確認(外観)(第19条第2項:溢水損傷防止、 第35条第2項第1.2号:廃棄物処理設備)	定検(保安-01)	△点検記録確認(外観)(第16条第2項第1号:遮蔽等)	定検(保安-01)	△月例、△定事検毎	課制特1、自点11						工務第1課	
			廃液貯槽室(Ⅷ)床下部 廃液処理室(Ⅳ)-2	低(極低)	事後	△点検記録確認(外観)(第16条第2項第1号:遮蔽等)	定検(保安-01)	△点検記録確認(外観)(第19条第2項:溢水損傷防止、 第35条第2項第1.2号:廃棄物処理設備)	定検(保安-01)	(△月例、△定事検毎)	課制特1、自点4、自点11						工務第1課 臨界技術第1課、工務第1課	
			極低一時貯槽ポンプエリア	低(極低)	事後					(△月例、△定事検毎)	課制特1、自点11						工務第1課	
			排水槽(Ⅰ)・サンピット(Ⅰ)ポンプエリア	低(極低)	事後					(△月例、△定事検毎)	課制特1、自点11						工務第1課	
			ポンプ	低(極低)	事後					(△定事検毎)	自点11						工務第1課	
			マンホール蓋	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第19条第2項:溢水損傷防止)	定検(保安-01)			△定事検毎	自点11						工務第1課	
	副警報盤	低(極低)	時間※	△点検記録確認(警報)(第41条:警報装置)	定検(保安-01)			△月例、△定事検毎	課制特1、自点11						工務第1課			
	液体放射性物質移送配管	燃取補助設備 溶液燃料貯蔵設備 槽ベント設備B 真空設備 ホット分析機器試験設備 排水設備	低(極低) 事後 低 事後 低(極低) 事後 低(極低) 事後 低(極低) 事後					(△年次) (△年次) (△年次) (△年次) (△年次)	課制2 課制2 課制2 課制2 課制2						臨界技術第1課 臨界技術第1課 臨界技術第1課 臨界技術第1課 臨界技術第1課			
	(3) 固体廃棄物廃棄設備	保管廃棄施設 (液体β・γ廃液系設備)	有機廃液貯槽(B)		低(極低)	時間※	△点検記録確認(警報)(第41条:警報装置) △点検記録確認(漏えい)(第12条第2項:構造強度) △点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止、第12条第1項第1号:構造強度、 第36条第1項第1.2号:保管廃棄設備)	定検(保安-01)	△定事検毎 ◎四半期	自点4 保規11、選手1-5						BECKY技術課		
				主配管	低(極低)	時間※	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止、第12条第1項第1号:構造強度、 第36条第1項第2号:保管廃棄設備)	定検(保安-01)	△定事検毎	課制2						BECKY技術課		
				廃液貯槽室(Ⅳ)	低(極低)	時間※	△点検記録確認(警報)(第41条:警報装置) △点検記録確認(外観)(第16条第2項第1号:遮蔽等、第19条第2項:溢水損傷防止、 第36条第3項:保管廃棄設備)	定検(保安-01)	△定事検毎 ◎四半期	自点4 保規11、選手1-5						BECKY技術課		
				副警報盤	低(極低)	時間※	△点検記録確認(警報)(第41条:警報装置)	定検(保安-01)	△月例、△定事検毎	課制10、自点4							有機廃液貯槽(B)の漏えい検知器に関するもの。	
				βγ廃棄物	βγ固体廃棄物保管室	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第16条第2項第1号:遮蔽等、 第36条第1項第1.2号、第2項:保管廃棄設備)	定検(保安-01)	◎四半期	保規11、選手1-5						BECKY技術課	
		α固体廃棄物	固体廃棄物保管室(Ⅰ)	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第16条第2項第1号:遮蔽等、 第36条第1項第1.2号、第2項:保管廃棄設備)	定検(保安-01)	◎四半期	保規11、選手1-5							BECKY技術課		
				固体廃棄物保管室(Ⅱ)	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第16条第2項第1号:遮蔽等、 第36条第1項第1.2号、第2項:保管廃棄設備)	定検(保安-01)	◎四半期	保規11、選手1-5						BECKY技術課		
				その他の設備	副警報盤	低(極低)	事後			(△日常、△月例)	拠点11						BECKY技術課、危機管理課	
		チ 放射線管理施設	放射線管理施設	排気筒モニタリング設備	排気筒ガスマニタ	低	時間※	○警報検査(第30条第2項:計測設備、第31条第1号:放射線管理施設、第41条:警報装置)	定検(41-01)、自検3	◎定事検毎 ◎運転開始前	保規2、運転3、運転4						放射線管理第2課、線量管理課	
					排気筒ダストモニタ	低	時間※	○警報検査(第30条第2項:計測設備、第31条第1号:放射線管理施設、第41条:警報装置)	定検(41-01)、自検3	◎定事検毎 ◎運転開始前	保規2、運転3、運転4						放射線管理第2課、線量管理課	
					作業環境モニタリング設備	室内ガスマニタ	低	時間※	○警報検査(第30条第2項:計測設備、第31条第3号:放射線管理施設)	定検(41-01)、自検3	◎定事検毎 ◎運転開始前	保規2、運転3、運転4					放射線管理第2課、線量管理課	
				放射線サーベイ設備	室内ダストモニタ	低(極低)	時間※	△点検記録確認(校正)(第30条第2項:計測設備、第31条第3号:放射線管理施設)	定検(保安-01)	◎定事検毎 ◎運転開始前	保規2、運転3、運転4							放射線管理第2課、線量管理課
					ガンマ線エリアモニタ	低(極低)	時間※	△点検記録確認(校正)(第30条第2項:計測設備、第31条第3号:放射線管理施設、第41条:警報装置)	定検(保安-01)	◎定事検毎 ◎運転開始前	保規2、運転3、運転4							放射線管理第2課、線量管理課
中性子線エリアモニタ					低(極低)	時間※	△点検記録確認(校正)(第30条第2項:計測設備、第31条第3号:放射線管理施設、第41条:警報装置)	定検(保安-01)	◎定事検毎 ◎運転開始前	保規2、運転3、運転4							放射線管理第2課、線量管理課	
ガンマ線用サーベイメータ					低(極低)	事後				(◎定事検毎)	保規2、運転3、運転4						放射線管理第2課、線量管理課	
中性子線用サーベイメータ	低(極低)				事後				(◎定事検毎)	保規2、運転3、運転4						放射線管理第2課、線量管理課		
表面汚染検査用サーベイメータ	低(極低)				事後				(◎定事検毎)	保規2、運転3、運転4						放射線管理第2課、線量管理課		
汚染管理設備	ハンドフットクロスモニタ			低(極低)	事後				(◎定事検毎)	保規2、運転3、運転4						放射線管理第2課、線量管理課		
	放射能測定装置			低(極低)	事後				(◎年次)	運転3、課制放1						放射線管理第2課		
	その他の設備			汚染検査室 洗浄設備 シャワー設備 マスクメンテナンス装置 グリーンハウス資材 除染キット 除染資材	低(極低) 事後 低(極低) 事後 低(極低) 事後 低(極低) 事後 低(極低) 事後 低(極低) 事後 低(極低) 事後				(○四半期、○半年期) (○四半期、○半年期) (△月例) (△月例) (△月例) (△月例)	課制9 課制9 課制9						BECKY技術課 BECKY技術課 臨界技術第1課、BECKY技術課 臨界技術第1課 臨界技術第1課		
その他の設備	副警報盤			低(極低)	事後			(△日常、△月例)	拠点11							BECKY技術課、危機管理課		

試験炉 (STACY) の設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器			※ 一部故障後交換あり				供用段階 (通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査)				中長期保全 (通常の検査間隔12月間を超える期間での保全)			備考	担当課室
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	(* =新設及び改造のため、使用前事業者検査後に次回定期事業者検査として性能を確認する項目 (使用前事業者検査後は黒字とする。))			点検頻度 (◎保安規定、○運転手引等、 △課長制定文書等、・関連確認) () 付きは、事後保全における 自主的な点検	要領書 索引番号	点検修理	更新改造	要領書 索引番号			
						検査項目 (●立会確認、◎抜取確認、 ○記録確認、△保安記録確認 (法令技術基準に関する事項))	要領書 索引番号	要領書 索引番号								
リ 原子炉格納施設	原子炉格納施設	炉室 (S)	炉室	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第16条第2項第1号:遮蔽等) △点検記録確認(可燃物持込制限)(第21条第4号) △点検記録確認(負圧)(第37条第1号:原子炉格納施設)	定検(保安-01)	○日常 ○可燃性資材持込の都度 △定事検査毎、○起動前	運手1-2 課制8 自点4							臨界技術第1課
			炉室フード 遮蔽扉(炉室)	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(保安-01)	○起動前、○停止後、○日常	運手1-2		改造中		設工認第2回申請		臨界技術第1課	
	炉下室 (S)	炉下室	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第16条第2項第1号:遮蔽等)	定検(保安-01)	○起動前、○停止後、○日常	運手1-2						臨界技術第1課		
		遮蔽扉(炉下室)	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第16条第2項第1号:遮蔽等)	定検(保安-01)	○起動前、○停止後、○日常	運手1-2						臨界技術第1課		
	炉室 (S) 換気空調設備	送風機	送風機	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(保安-01)	△月例、△定事検査毎、◎起動前、◎停止後	課制特1、自点11、保規11、 運手2						工務第1課	
			常用排風機	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止) △点検記録確認(作動)(第17条第1号:換気設備、 第35条第1項第1号:廃棄物処理設備)	定検(保安-01)	△月例、△定事検査毎、◎起動前、◎停止後	課制特1、自点11、保規11、 運手2					工務第1課		
			補助排風機	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(保安-01)	△月例、△定事検査毎、◎起動前、◎停止後	課制特1、自点11、保規11、 運手2					工務第1課		
			排気フィルタユニット ダクト・ダンパー	低(極低)	時間	△点検記録確認(捕集効率)(第35条第1項第1号:廃棄物処理設備)	定検(保安-01)	△定事検査毎	自点11					工務第1課		
	ヌ その他の附属施設 (1) 非常用電源設備	その他の附属施設	非常用電源設備	非常用発電機	低(極低)	時間	△点検記録確認(作動)(第40条第1項:保安電源設備) △点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(保安-01)	△月例 (一部は2ヶ月毎)、△定事検査毎	課制特1、自点11						工務第1課
				空気槽	低(極低)	時間			△定事検査毎、◎起動前	自点11、保規11、運手2						工務第1課
主燃料槽				低(極低)	時間			△定事検査毎	自点11						工務第1課	
燃料小出槽				低(極低)	時間			△定事検査毎	自点11						工務第1課	
主配管				低(極低)	時間			△定事検査毎	自点11						工務第1課	
E G室 (I) ・ (II)				低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第21条第6号:安全設備)	定検(保安-01)	△定事検査毎	自点11							工務第1課
無停電源装置				低	時間	○作動検査(第40条第2.3項:保安電源設備) △点検記録確認(外観)(第6条第1項:地震損傷防止)	定検(40-01)、自検2 定検(保安-01)	△月例、△定事検査毎、◎起動前	課制特1、自点11、保規11、 運手2							工務第1課
機械室・電気室系排風機				低(極低)	時間	△点検記録確認(作動)(第21条第4号:安全設備)	定検(保安-01)	△定事検査毎	自点11							工務第1課
電気室系非常用送風機				低(極低)	時間	△点検記録確認(作動)(第21条第4号:安全設備)	定検(保安-01)	△定事検査毎	自点11							工務第1課
(2) 実験設備				実験設備	実験用装置	実験用装置	低(極低)	事後	△点検記録確認(外観、実験計画、作動)(第38条第1項第1号.2号.4号:実験設備等)	定検(保安-01)	◎年次 ◎起動前、△月例	保規11、運手1-2 運手1-2		改造中		
	商用電源設備	低(極低)	事後					△月例、△定事検査毎、◎起動前、◎停止後	課制特1、自点11、保規11、 運手2						工務第1課	
	共用換気空調設備	送風機	低(極低)			事後			△月例、△定事検査毎、◎起動前、◎停止後	課制特1、自点11、保規11、 運手2					工務第1課	
	常用排風機	低(極低)	事後					△月例、△定事検査毎、◎起動前、◎停止後	課制特1、自点11、保規11、 運手2						工務第1課	
	補助排風機	低(極低)	事後					△月例、△定事検査毎	課制特1、自点11						工務第1課	
	排気フィルタユニット ダクト・ダンパー	低(極低)	事後					△定事検査毎	自点11						工務第1課	
	制御室系送風機	低(極低)	事後					△定事検査毎	自点11						工務第1課	
	制御室系排風機	低(極低)	事後					△定事検査毎	自点11						工務第1課	
	制御室系ダクト	低(極低)	事後					△定事検査毎	自点11						工務第1課	
	(iii) 消火設備	消火設備	屋内消火栓			実験棟A	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第21条第4号:安全設備<消火設備>)	定検(保安-01)	・半期	拠点14				
実験棟B				低(極低)	事後			・半期	拠点14						危機管理課、臨界技術第1課	
連結放水設備				実験棟A	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第21条第4号:安全設備<消火設備>)	定検(保安-01)	・半期	拠点14					危機管理課、臨界技術第1課	
実験棟B				低(極低)	事後			・半期	拠点14						危機管理課、臨界技術第1課	
消火器				実験棟A	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観)(第21条第4号:安全設備<消火設備>)	定検(保安-01)	・半期	拠点14					危機管理課、臨界技術第1課	
実験棟B				低(極低)	事後			・半期	拠点14						危機管理課、臨界技術第1課	
ハロン消火設備				実験棟A	低(極低)	事後			・半期	拠点14					危機管理課、臨界技術第1課	
実験棟B				低(極低)	事後			・半期	拠点14						危機管理課、臨界技術第1課	
火災報知器				実験棟A	低(極低)	時間	△点検記録確認(作動)(第21条第4号:安全設備<消火設備>)	定検(保安-01)	・半期	拠点14						危機管理課、臨界技術第1課
実験棟B				低(極低)	事後			・半期	拠点14						危機管理課、臨界技術第1課	
(iv) その他	その他の附属施設	分析設備	屋外消火栓	低(極低)	時間	△点検記録確認(作動)(第21条第4号:安全設備<消火設備>)	定検(保安-01)	・半期	拠点14						危機管理課、臨界技術第1課	
			分析試料受入装置	低(極低)	事後			◎年次	保規11、運手1-6					不使用設備管理	BECKY技術課	
			分析試料受入装置用GB	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	保規11、運手1-6						BECKY技術課	
			前処理装置用GB	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	保規11、運手1-6						BECKY技術課	
			後処理装置用GB	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	保規11、運手1-6						BECKY技術課	
			試料搬送装置用GB	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課	
			試料搬送装置保守用GB	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課	
			分析機器用GB (I)	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課	
			分析機器用GB (III)	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課	
			分析機器用GB (IV)	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課	
分析機器用GB (V)	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課				
分析機器用GB (VI)	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課				
分析機器用GB (VII)	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課				
分析機器用GB (IX)	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課				
分析機器用GB (XI)	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課				
分析機器用GB (XII)	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課				
分析機器用GB (13)	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課				
D-1	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課				
D-2	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課				
D-3	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課				
D-4	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課				
D-5	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課				
D-6	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課				
分析用フード (I)	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課				
分析用フード (II)	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課				
分析用フード (III)	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課				
分析用フードH-17	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課				
分析用フードH-18	低(極低)	事後			◎作業前、◎作業後	運手1-6						BECKY技術課				
ホット分析機器試験設備	試験ルーブGB	低(極低)	時間	△点検記録確認(負圧)(第38条第1項第3号:実験設備等)	定検(保安-01)	◎作業前、◎作業後	運手1-7						臨界技術第1課			
	メンテナンス用GB	低(極低)	時間	△点検記録確認(負圧)(第38条第1項第3号:実験設備等)	定検(保安-01)	◎作業前、◎作業後	運手1-7						臨界技術第1課			
	保障措置関連設備GB	低(極低)	時間	△点検記録確認(負圧)(第38条第1項第3号:実験設備等)	定検(保安-01)	◎作業前、◎作業後	運手1-7						臨界技術第1課			
アルファ化学実験設備	試料調整用フード	低(極低)	時間	△点検記録確認(風速)(第38条第1項第3号:実験設備等)	定検(保安-01)	△定事検査毎	自点5						臨界技術第1課			
	抽出工程試験装置用GB	低(極低)	時間	△点検記録確認(負圧)(第38条第1項第3号:実験設備等)	定検(保安-01)	◎作業前、◎作業後	保規11、運手1-7						臨界技術第1課			
	試料搬出用GB	低(極低)	時間	△点検記録確認(負圧)(第38条第1項第3号:実験設備等)	定検(保安-01)	◎作業前、◎作業後	保規11、運手1-7						臨界技術第1課			
	溶液燃料試験用GB (I)	低(極低)	時間	△点検記録確認(負圧)(第38条第1項第3号:実験設備等)	定検(保安-01)	◎作業前、◎作業後	保規11、運手1-7						臨界技術第1課			
	分析用GB	低(極低)	時間	△点検記録確認(負圧)(第38条第1項第3号:実験設備等)	定検(保安-01)	◎作業前、◎作業後	保規11、運手1-7						臨界技術第1課			
試料調整用フード	低(極低)	時間	△点検記録確認(風速)(第38条第1項第3号:実験設備等)	定検(保安-01)	△定事検査毎	自点5						臨界技術第1課				

試験炉 (STACY) の設備保全整理表

※ 一部故障後交換あり

許可書 記載事項	対 象 設 備 機 器			供 用 段 階 (通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査)				中長期保全 (通常の検査間隔12月間を超える期間での保全)			備考	担当課室		
	(*=新設及び改造のため、使用前事業者検査後に次回定期事業者検査として性能を確認する設備機器 (使用前事業者検査後は黒字とする。))			(*=新設及び改造のため、使用前事業者検査後に次回定期事業者検査として性能を確認する項目 (使用前事業者検査後は黒字とする。))				点検修理	更新改造	要領書 索引番号				
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	検査項目 (●立会確認、◎抜取確認、○記録確認、△保安記録確認) (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号						点検頻度 (◎保安規定、○運転手引等、△課長制定文書等、・関連確認) () 付きは、事後保全における 自主的な点検	要領書 索引番号
電気工作物	電気工作物	臨界技術第1課所掌分	電気工作物	低(極低)	事後			(△年次)	拠点3			法定電気工作物点検	臨界技術第1課	
		BECKY技術課所掌分	電気工作物	低(極低)	事後			(△年次)	拠点3			法定電気工作物点検	BECKY技術課	
		工務第1課所掌分	電気工作物	低(極低)	事後			(△年次)	拠点3			法定電気工作物点検	工務第1課	
		放射線管理第2課所掌分	電気工作物	低(極低)	事後			(△年次)	拠点3			法定電気工作物点検	放射線管理第2課	
クレーン	クレーン	実験棟A	炉室(T)	低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	臨界技術第1課	
			機材保管室	低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	臨界技術第1課	
			搬入エリア	低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	臨界技術第1課	
			炉室(S)	低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	臨界技術第1課	
			地下実験室	低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	臨界技術第1課	
			廊下	低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	臨界技術第1課	
			階段室	低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	臨界技術第1課	
			貯蔵容器移送用	低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	臨界技術第1課	
			受入エリア	低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	臨界技術第1課	
			受入エリア共用	低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	臨界技術第1課	
			保管エリア	低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	臨界技術第1課	
			実験棟B	サービスエリア	低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	BECKY技術課
				サービスエリア上部	低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	BECKY技術課
		実験室(VII)-1		低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	BECKY技術課	
		α 固体廃棄物保管室 (I)		低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	BECKY技術課	
		操作室		低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	BECKY技術課	
		試薬供給室		低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	BECKY技術課	
		固体廃棄物取扱室		低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	BECKY技術課	
		アイソレーションルーム (I)		低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	BECKY技術課	
		アイソレーションルーム (II)		低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	BECKY技術課	
		受入セル		低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	BECKY技術課	
		プロセスセル		低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	BECKY技術課	
		化学セル		低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	BECKY技術課	
		メンテナンスボックス		低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	BECKY技術課	
		管理棟	モックアップ室	低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△月例、△年次)	拠点4			法定クレーン点検	臨界技術第1課	
		エレベーター	エレベーター	実験棟B		低(極低)	事後			(△年次)				法定エレベーター点検
管理棟				低(極低)	事後			(△年次)				法定エレベーター点検	危機管理課	
核燃料輸送容器	核燃料輸送容器	所外運搬	PUCON-II	低(極低)	事後			(△作業前、△作業後、△年次)	課制10			臨界技術第1課		
フォークリフト	フォークリフト	実験棟A	フォークリフト	低(極低)	事後			(△作業前、△月例、△年次)	拠点5			法定フォークリフト点検	臨界技術第1課	
			フォークリフト	低(極低)	事後			(△作業前、△月例、△年次)	拠点5			法定フォークリフト点検	臨界技術第1課	
		実験棟B	フォークリフト	低(極低)	事後			(△作業前、△月例、△年次)	拠点5			法定フォークリフト点検	BECKY技術課	
危険物施設	危険物施設		主燃料槽	低(極低)	事後			(△月例、△年次)	拠点14			法定危険物施設点検	危機管理課、工務第1課	
			燃料小出槽	低(極低)	事後			(△月例)	拠点14			法定危険物施設点検	工務第1課	
危険物・毒物劇物・特定化学	危険物 毒物劇物 特定化学物質			低(極低)	事後			(△月例)	拠点7				各担当課	
				低(極低)	事後			(△月例)	拠点9				各担当課	
				低(極低)	事後			(△月例)	拠点15				各担当課	

試験炉 (STACY) の要領書リスト

種別	要領書・成績書 (略称可)			保管場所		担当課	備考	
	種類	索引番号	名称 (章・節)	要領書	成績書 (今年度、過去分)			
定期事業者検査	定検		STACY (定常臨界実験装置) 施設 定期事業者検査実施要領	原子力施設検査室	原子力施設検査室	原子力施設検査室		
	定検 (12-01)		溶液燃料貯蔵設備の漏えい検査	原子力施設検査室	原子力施設検査室	原子力施設検査室		
	定検 (16-01)		線量率検査	原子力施設検査室	原子力施設検査室	原子力施設検査室		
	定検 (26-01)		核燃料物質貯蔵設備の未臨界性確認検査	原子力施設検査室	原子力施設検査室	原子力施設検査室		
	定検 (30-01)		溶液燃料貯蔵設備の警報検査	原子力施設検査室	原子力施設検査室	原子力施設検査室		
	定検 (32-01)		安全保護回路の作動検査	原子力施設検査室	原子力施設検査室	原子力施設検査室		
	定検 (33-01)		スクラム検査	原子力施設検査室	原子力施設検査室	原子力施設検査室		
	定検 (33-02)		最大過剰反応度検査	原子力施設検査室	原子力施設検査室	原子力施設検査室		
	定検 (33-03)		最大添加反応度、反応度添加率検査	原子力施設検査室	原子力施設検査室	原子力施設検査室		
	定検 (33-04)		原子炉停止余裕検査	原子力施設検査室	原子力施設検査室	原子力施設検査室		
	定検 (33-05)		ワンドロスタックマージン検査	原子力施設検査室	原子力施設検査室	原子力施設検査室		
	定検 (33-06)		インターロック検査	原子力施設検査室	原子力施設検査室	原子力施設検査室		
	定検 (33-07)		排水検査	原子力施設検査室	原子力施設検査室	原子力施設検査室		
	定検 (34-01)		放射線量率計の作動検査	原子力施設検査室	原子力施設検査室	原子力施設検査室		
	定検 (40-01)		非常用電源設備の作動検査	原子力施設検査室	原子力施設検査室	原子力施設検査室		
	定検 (41-01)		作業環境モニタリング設備及び排気筒モニタリング設備の警報検査	原子力施設検査室	原子力施設検査室	原子力施設検査室		
	定検 (41-02)		計測制御系統施設の警報検査	原子力施設検査室	原子力施設検査室	原子力施設検査室		
	定検 (保安-01)		保安記録確認	原子力施設検査室	原子力施設検査室	原子力施設検査室		
	自主検査	自検1		定期事業者検査 (原子炉施設) に係る自主検査要領書 (STACY施設本体施設)	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課	
		自検2		STACY特定施設の自主検査要領	工務管理棟	NUCEF管理棟113号室	工務第1課	
自検3			定期事業者検査 (原子炉施設) に係る自主検査要領書 (STACY施設放射線管理施設)	安全管理棟3階	NUCEF管理棟112号室	放射線管理第2課		
点検	自主点検	自点1	STACY原子炉本体プロセス計器定期点検要領書	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課		
		自点2	STACY核計装設備定期点検要領書	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課		
		自点3	燃料調製設備及び貯蔵設備の定期自主点検要領書	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課		
		自点4	定期事業者検査 (原子炉施設) に係る自主点検要領書 (本体施設)	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課		
		自点5	その他の点検・検査実施要領	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課		
		自点6	実験室 (II) 定期点検実施要領	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課		
		自点7	プロセス蒸気設備及びプロセス冷却設備の点検作業	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課		
		自点8	モニタ設備の点検作業	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課		
		自点9	脱塩水装置点検作業	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課		
		自点10	監視制御装置の点検作業	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課		
		自点11	STACY及びTRACY並びにバックエンド研究施設特定施設の自主点検要領	工務管理棟	NUCEF管理棟113号室	工務第1課		
		自点12	STACY及びTRACY廃棄施設点検要領	NUCEF管理棟210号室	同左	BECKY技術課		
保安規定	保規1	第1編 総則	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課			
	保規2	第2編 放射線管理	NUCEF管理棟209号室	放射線標準施設棟205号室・207号室	線量管理課			
	保規11	第11編 STACYの管理	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課			
運転手引	運手1	STACY施設及びTRACY施設本体施設運転手引	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課			
	運手1-1	第1編 総則	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課			
	運手1-2	第2編 STACY原子炉運転手引	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課			
	運手1-4	第4編 STACY燃料調製施設運転手引	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課			
	運手1-5	第5編 STACY及びTRACY廃棄施設運転手引	NUCEF管理棟209号室	NUCEF管理棟210号室	BECKY技術課			
	運手1-6	第6編 STACY分析設備運転手引	NUCEF管理棟209号室	NUCEF管理棟210号室	BECKY技術課			
	運手1-7	第7編 STACYホット分析設備・アルファ化学実験設備運転手引	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課			
	運手1-8	第8編 STACY実験機器管理手引	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界安全研究Gr			
運手2	NUCEF特定施設運転手引 (STACY編 TRACY編)	工務管理棟	NUCEF管理棟113号室	工務第1課				
運手3	放射線管理手引 (施設放射線管理編)	安全管理棟3階	NUCEF管理棟112号室	放射線管理第2課				
運手4	放射線管理手引 (放射線測定機器管理編)	安全管理棟2階	放射線標準施設棟205号室・207号室	線量管理課				
拠点要領	拠点1	放射線安全取扱手引	NUCEF管理棟209号室		臨界技術第1課			
	拠点2	放射線障害予防規程	NUCEF管理棟209号室		臨界技術第1課			
	拠点3	電気工作物保安規則	NUCEF管理棟209号室	NUCEF管理棟209号室、NUCEF管理棟113号室、安全管理棟3階	各担当課			
	拠点4	クレーン等運転管理要領	NUCEF管理棟209号室		臨界技術第1課			
	拠点5	フォークリフト運転管理要領	NUCEF管理棟209号室		臨界技術第1課			
	拠点6	安全衛生管理規則	NUCEF管理棟209号室		臨界技術第1課			
	拠点7	危険物災害予防規程	NUCEF管理棟209号室		臨界技術第1課			
	拠点8	有機溶剤管理要領	NUCEF管理棟209号室		臨界技術第1課			
	拠点9	毒劇物管理要領	NUCEF管理棟209号室		臨界技術第1課			
	拠点10	発火性物質取扱規則	NUCEF管理棟209号室		臨界技術第1課			
	拠点11	安全警報設備管理手引	NUCEF管理棟209号室		BECKY技術課、危機管理課			
	拠点12	ボイラー第1種圧力容器管理要領	NUCEF管理棟209号室					
	拠点13	レーザー機器安全取扱要領	NUCEF管理棟209号室					
	拠点14	消防計画	NUCEF管理棟209号室		危機管理課			
	拠点15	特定化学物質管理要領	NUCEF管理棟209号室					
	拠点16	原子炉施設核物質防護規程	NUCEF管理棟210号室		BECKY技術課			
課長制定文書等	課制1	燃料調製設備液抜き系統乾燥要領	NUCEF管理棟209号室		臨界技術第1課			
	課制2	液体放射性物質移送配管点検実施要領	NUCEF管理棟209号室		臨界技術第1課			
	課制3	ウラン黒鉛混合燃料点検手順書	NUCEF管理棟209号室		臨界技術第1課			
	課制4	ウラン酸化物燃料点検手順書	NUCEF管理棟209号室		臨界技術第1課			
	課制5	ウラン溶液燃料点検手順書	NUCEF管理棟209号室		臨界技術第1課			
	課制6	棒状燃料点検手順書	NUCEF管理棟209号室		臨界技術第1課			
	課制7	STACY (本体施設) 不用品設備点検実施要領	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課			
	課制8	STACY施設可燃性資材管理要領	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課			
	課制9	STACY施設及びTRACY施設汚染事故対応要領	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課			
	課制10	燃料調製施設等の月例警報点検要領書	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課			
	課制11	STACY施設及びTRACY施設自然現象等対応要領	NUCEF管理棟209号室	同左	臨界技術第1課			
課制特1	NUCEF設備機器の月例点検要領	工務管理棟	NUCEF管理棟113号室	工務第1課				
課制放1	管理用計測機器の点検要領	安全管理棟3階	NUCEF管理棟112号室	放射線管理第2課				
更新1	高齢化対策に関する評価方式を用いた更新計画	NUCEF管理棟209号室		臨界技術第1課				
中長期保守								

定期事業者検査要否整理表（STACY施設）

青字：新設及び改造のため、使用前事業者検査後に次回定期事業者検査として性能を確認する設備機器（使用前事業者検査後は黒字とする。）

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (冷却不要)	STACY		
5	試験研究用等原子炉施設の地盤	第五条 試験研究用等原子炉施設（船舶に設置するものを除く。第六条、第七条及び第八条第一項において同じ。）は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる 地盤に設置されたものでなければならない。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	
6	地震による損傷の防止	第六条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に 放射線障害を及ぼすことがないもの でなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	【保安記録確認（外観）】	機器等
		2 耐震重要施設（試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する 地震力 （試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。）に対してその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	—	—	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		3 耐震重要施設は、試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる 斜面の崩壊 によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	—	—	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
7	津波による損傷の防止	第七条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある 津波 （試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。）によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	▲	●	【保安記録確認（外観）】	未臨界板
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八条 試験研究用等原子炉施設は、想定される 自然現象 （地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	○	【保安記録確認（外観）】	各建家、排気筒、避雷設備 竜巻飛来物、樹木の管理
		2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって 人為によるもの （故意によるものを除く。）により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	○	【保安記録確認（外観）】	各建家、樹木の管理
		3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあっては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。	—	—	・船舶用原子炉施設はない。	該当なし
		4 試験研究用等原子炉施設は、 航空機の墜落 により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	▲	—	・航空機墜落に係る保安施設や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
9	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）は、試験研究用等原子炉施設への人の 不法な侵入 、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び 不正アクセス行為 （不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十二条第六号において同じ。）を防止するため、 適切な措置が講じられたもの でなければならない。	●	●	【保安記録確認（外観）】	各建家、防護柵 核物質防護規定に基づく 点検対象設備
10	試験研究用等原子炉施設の機能	第十条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより 核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するもの でなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	・第33条（反応度制御系統及び原子炉停止系統）に係る検査と同時に行う。	制御設備、炉心、インターロック
		2 船舶に設置する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生ずる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。	—	—	・船舶用原子炉施設はない。	該当なし
11	機能の確認等	第十一条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための 保守又は修理ができるもの でなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	・関係条項の検査が行えることでもって代える。 ・設備ごとに設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で、試験又は検査ができるよう設計考慮（設備の多重化、系統隔離等）されていることを確認する。 ・機能維持に係る保守又は修理を保安規定に定めて実施する。	

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (冷却不要)	STACY		
12	材料及び構造等	第十二条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。	●	●	【保安記録確認（外観）】	炉心タンク、格子板、格子板フレーム、実験装置架台、制御設備（排水系主配管、ダンプ槽） 溶液燃料貯蔵設備、燃取補助設備、βγ廃液系設備（有機廃液貯槽B）、槽ベント設備B、D
		二 容器等の主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	該当なし
		ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	該当なし
		ハ 適切な強度を有するものであること。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	該当なし
		ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したもにより溶接したものであること。	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	該当なし
		2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならない。	▲	●	【漏えい検査、保安記録確認（負圧、漏えい）】	炉心タンク、制御設備（排水系主配管、ダンプ槽） 溶液燃料貯蔵設備、燃取補助設備、βγ廃液系設備（有機廃液貯槽B）、槽ベント設備B、気体廃棄物処理設備
3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、監視試験片を備えたものでなければならない。	—	—	・中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし		
13	安全弁等	第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁（第十五条第二項において「安全弁等」という。）が必要な箇所に設けられていなければならない。	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
14	逆止め弁	第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備（排気筒並びに第十七条及び第三十六条（第五十二条、第五十九条及び第七十条において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	—	—	・当該設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
15	放射性物質による汚染の防止	第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	△ 同時確認	○ 同時確認	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・第19条（溢水による損傷の防止）、第35条（廃棄物処理設備）、第36条（保管廃棄設備）に係る検査と同時に行う。	該当なし
		2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	△ 同時確認	—	・当該設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。）の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないものでなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）以外の施設であって当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十一条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	△ 同時確認	○ 同時確認	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・第35条（廃棄物処理設備）に係る検査と同時に行う。	
		4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻りに出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であって、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならない。	●	●	【保安記録確認（外観）】	実験棟A、実験棟B（床・壁）

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (冷却不要)	STACY		
16	遮蔽等	第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	●	●	【線量率検査】	実験棟A
		2 工場等（原子力船を含む。）内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。	●	●	【保安記録確認（外観）】	炉室（S）、炉下室（S）、核燃料物質貯蔵設備、液体廃棄物廃棄設備、固体廃棄物廃棄設備、制御室
		二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合は、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること。	●	●	【保安記録確認（外観）】	核燃料物質貯蔵設備
		三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・遮蔽設備の構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	
17	換気設備	第十七条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	●	●	【保安記録確認（作動）】	炉室（S）換気空調設備
		二 放射性物質により汚染された空気が漏えい及び逆流のし難い構造であるものであること。	○ 同時確認	○ 同時確認	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・同条（換気設備）、第35条（廃棄物処理設備）に係る検査と同時に行う。	
		三 ろ過装置を有する場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○ 同時確認	○ 同時確認	・ろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・第35条（廃棄物処理設備）に係る検査と同時に行う。	
		四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸入し難いように設置されたものであること。	○ 同時確認	○ 同時確認	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・同条（換気設備）、第8条（外部からの衝撃による損傷の防止）、第35条（廃棄物処理設備）に係る検査と同時に行う。	
18	適用	第二章 試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設 第十八条 この章の規定は、試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設について適用する。				
19	溢水による損傷の防止	第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	▲	●	【保安記録確認（外観）】	溶液燃料貯蔵設備、β・γ廃液系設備
20	安全避難通路等	第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路	●	●	【保安記録確認（外観）】	安全避難通路
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	●	●	【保安記録確認（外観）】	誘導灯、非常用照明灯、保安灯
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	●	●	【保安記録確認（外観）】	仮設照明、懐中電灯
21	安全設備	第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	
		二 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障（試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同じ。）が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該システムを構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあつては、この限りでない。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	
		三 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (冷却不要)	STACY		
21	安全設備 (つづき)	四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。 イ 火災の発生を防止するために可能な限り 不燃性又は難燃性の材料 を使用すること。	●	●	【保安記録確認(可燃物持ち込み制限、作動)】	炉室(S)、非常用電源設備(機械室・電気室系排風機、電気室系非常用送風機)
		ロ 必要に応じて火災の発生を 感知する設備及び消火を行う設備 が設けられていること。	●	●	【保安記録確認(外観、作動)】	消火設備(安全設備の設置場所に限る)
		ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、 防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること 。	▲	●	【保安記録確認(外観)】	安全保護回路
		五 前号ロの 消火を行う設備 は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を 安全に停止させるための機能を損なわないものであること 。	○ 知見考慮	○ 知見考慮	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	
		六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う 飛散物 により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、 防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられていること 。	▲	●	【保安記録確認(外観)】	非常用電源設備(E G室(I)・(II))
22	炉心等	第二十二条 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な 物理的及び化学的性質を保持するもの でなければならない。	●	●	【保安記録確認(燃料体外観検査、炉心構成機器外観検査)】	燃料体、炉心支持構造物(炉心タンク、格子板、格子板フレーム等)
		2 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる 負荷に耐えられるもの でなければならない。	●	●	【保安記録確認(燃料体外観検査、炉心構成機器外観検査)】	燃料体、炉心支持構造物(炉心タンク、格子板、格子板フレーム等)
		3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の 循環 その他の要因により生ずる 振動 により 損傷を受けることがないように設置 されていなければならない。	▲	—	・有害な振動が発生しないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
23	熱遮蔽材	第二十三条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が 中性子照射 を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところにより 熱遮蔽材 が設けられていなければならない。 一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の 安全に支障を及ぼすおそれがないこと 。 二 冷却材の 循環 その他の要因により生ずる 振動 により 損傷を受けることがないこと 。	—	—	・中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		二 冷却材の 循環 その他の要因により生ずる 振動 により 損傷を受けることがないこと 。	—	—	・中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
24	一次冷却材	第二十四条 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される 最も厳しい条件の下 において、必要な 物理的及び化学的性質を保持するもの でなければならない。	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
25	核燃料物質 取扱設備	第二十五条 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料(以下「燃料体等」と総称する。)を 取り扱う能力を有するもの であること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		二 燃料体等が 臨界に達するおそれがないこと 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が 溶融しないもの であること。	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		四 取扱中に燃料体等が 破損するおそれがないもの であること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における 衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないもの であること。	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める 線量当量率を超えないもの であること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により 燃料体等の落下を防止 できること。	▲	●	【保安記録確認(作動)】	粉末燃料貯蔵設備(取扱クレーン)
		八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるもの であること。 ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し及び警報を発することができるもの であること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (冷却不要)	STACY		
26	核燃料物質貯蔵設備	第二十六条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。 一 燃料体等が 臨界に達するおそれがないこと 。	●	●	【未臨界性確認検査、保安記録確認（未臨界性、作動）】	核燃料物質貯蔵設備
		二 燃料体等を 貯蔵することができる容量を有すること 。	●	●	【保安記録確認（燃料体等貯蔵管理、外観）】	核燃料物質貯蔵設備
		三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の 放射線量の異常を検知し及び警報を発することができるものであること 。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること 。	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		2 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 被覆が著しく腐食することを防止し得るものであること 。	▲	—	・設備の材料及び構造上、被覆が腐食するおそれがないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な 遮蔽能力を有するものであること 。	▲	●	【保安記録確認（外観）】	核燃料物質貯蔵設備
		三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の 崩壊熱を安全に除去し得るものであること 。	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。 イ 液体が あふれ、又は漏えいするおそれがないものであること 。 ロ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること 。	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
27	一次冷却材処理装置	第二十七条 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含む一次冷却材（次条第一項第四号に掲げる設備から排出される放射性物質を含む流体を含む。）を通常運転時において系統外に排出する場合は、これを 安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない 。	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
28	冷却設備等	第二十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。 一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材その他の 流体を循環させる設備	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあっては、運転時における原子炉容器の 液位を自動的に調整する設備	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		三 密閉容器型原子炉（燃料体及び一次冷却材が容器（原子炉格納施設を除く。）内に密閉されている試験研究用等原子炉をいう。）にあっては、原子炉容器内の 圧力を自動的に調整する設備	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		四 一次冷却材に含まれる 放射性物質及び不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に保つ設備	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の 残留熱を除去する設備	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生したときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる 非常用冷却設備	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		七 前二号の設備により除去された熱を 最終ヒートシンクへ輸送することができる設備	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		2 前項の設備は、冷却材の 循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない 。	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備からの一次冷却材の 漏えいを検出する装置が設けられていなければならない 。	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし		
29	液位の保持等	第二十九条 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉施設にあっては、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の当該設備に加わる 負荷に耐えるものでなければならない 。	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		2 試験研究用等原子炉施設のうち、冠水維持設備を設けるものについては、前項に定めるところによるほか、原子炉容器内の 設計水位を確保できるものでなければならない 。	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (冷却不要)	STACY		
30	計測設備	第三十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 熱出力及び炉心における中性子束密度	●	●	【警報検査、作動検査】	核計装
		二 炉周期	●	●	【警報検査、作動検査】	核計装
		三 制御棒（固体の制御材をいう。以下同じ。）の位置	●	●	【警報検査（計測・監視として確認）】	サーボ型水位計
		四 一次冷却材に関する次の事項 イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	
		ロ 原子炉容器内における温度、圧力、流量及び液位	—	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	
		2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し及び対策を講ずるために必要な試験研究用等原子炉の停止後の温度、液位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視し及び記録することができる設備が設けられていなければならない。	●	●	【警報検査（計測・監視として確認）】 【保安記録確認（警報、校正）】	溶液燃料貯蔵設備（液位計、漏えい検知器）、排気筒ガスモニタ、排気筒ダストモニタ（Sβ）、室内ガスモニタ、室内ダストモニタ（Rβ-1）、ガンマ線エリアモニタ（γ-3、γ-13）、中性子線エリアモニタ（n-7）
31	放射線管理施設	第三十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	●	●	【警報検査】	排気筒ダストモニタ、排気筒ガスモニタ
		二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	●	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量及び空気中の放射性物質の濃度	●	●	【警報検査】 【保安記録確認（校正）】	ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ、室内ダストモニタ、室内ガスモニタ
32	安全保護回路	第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられていなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。	●	●	【作動検査、スクラム検査、排水検査】	安全保護回路、安全板駆動装置、急速排水弁
		二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいする可能性が生じる場合において、これを抑制し又は防止するための設備を速やかに作動させる必要があるときは、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。	—	—	・安全上重要な施設に該当しないため、定期事業者検査は不要である。（「多量の放射性物質」＝「実効線量の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えるもの」、試験炉許可基準規則の解釈より）	該当なし
		三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性又は多様性を確保するものであること。	○ 同時確認	○ 同時確認	・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・スクラム検査（安全保護回路の作動検査）と同時に確認する。	
		四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものであること。	○ 同時確認	○ 同時確認	・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・スクラム検査（安全保護回路の作動検査）と同時に確認する。	
		五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉の運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態に移行し、又は当該が進展しない状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。	○ 同時確認	○ 同時確認	・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・スクラム検査（安全保護回路の作動検査）と同時に確認する。	
		六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。	○ 同時確認	○ 同時確認	・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・スクラム検査（安全保護回路の作動検査）と同時に確認する。	
		七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。	○ 同時確認	○ 同時確認	・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・スクラム検査（安全保護回路の作動検査）と同時に確認する。	
		八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。	○ 同時確認	○ 同時確認	・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・スクラム検査（安全保護回路の作動検査）と同時に確認する。 ・作動設定値の変更手順については、保安規定に定めて実施する。	

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (冷却不要)	STACY		
33	反応度制御系統及び原子炉停止系統	第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならない。 一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物（試験炉許可基準規則第十九条第一号に規定する実験物をいう。以下同じ。）の移動その他の要因による 反応度変化を制御できるものであること。	●	●	【最大過剰反応度検査、最大添加反応度検査、反応度添加率検査、インターロック検査、作動検査】	制御設備、炉心、インターロック
		二 制御棒を用いる場合にあつては、次のとおりとすること。 イ 炉心からの 飛び出し、又は落下を防止するものであること。	▲ 同時確認	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の 異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。	▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない。 一 制御棒その他の反応度を制御する設備による 二以上の独立した系統を有するものであること。 ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であつて、次に掲げるときは、この限りでない。 イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。 ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。	△ 同時確認	○ 同時確認	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・原子炉停止余裕検査（制御棒駆動）と同時に確認する。	
		二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	●	●	【原子炉停止余裕検査】	制御設備
		三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	●	●	【原子炉停止余裕検査】	制御設備
		四 制御棒を用いる場合にあつては、一本の 制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。	●	●	【ワンロッドスタックマージン検査】	制御設備
		3 制御材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される 最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	● 同時確認	● 同時確認	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・スクラム検査（安全保護回路の作動検査）と同時に確認する。	
		4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 試験研究用等原子炉の 特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること。	●	●	【スクラム検査、排水検査】	制御設備
		二 制御材を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が 反応度を増加させる方向に動かないものであること。	△ 同時確認	—	・動作原理上、反応度を増加させない構造のため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を 損壊することがないものであること。	○ 同時確認	○ 同時確認	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・スクラム検査（安全保護回路の作動検査）と同時に確認する。	
		5 制御棒の最大反応度値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。第六十四条第五項において同じ。）に対して 炉心冠水維持バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないものでなければならない。	△ 同時確認	—	・炉心冠水維持及び炉心の冷却機能を必要としないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を 未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・スクラム検査（安全保護回路の作動検査）と同時に確認する。	

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (冷却不要)	STACY		
34	原子炉制御室等	第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、 原子炉制御室が設けられていなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要である。	
		2 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置が集中し、かつ、誤操作することなく 適切に運転操作することができるよう設置されたものでなければならない。	○ 同時確認	●	【作動検査】	放射線量率計
		3 原子炉制御室は、従事者が、設計基準事故時に、 容易に避難できる構造 でなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	【保安記録確認（外観）】	安全避難通路
		4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、 一定期間とどまることができるように、遮蔽設備の設置その他の適切な放射線防護措置が講じられたものでなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・線量率検査と同時に確認する。	
		5 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室 以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し 、かつ、安全な状態を維持することができる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	●	●	【作動検査】	安全保護回路（安全スイッチ）
35	廃棄物処理設備	第三十五条 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）が設けられていなければならない。 一 周辺監視区域の外の 空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度 が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を 廃棄する能力を有するものであること。	●	●	【保安記録確認（作動及び捕集効率）】	気体廃棄物廃棄施設、炉室（S）換気空調設備
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。 ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	▲	—	・但し書きに該当するため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により 著しく腐食するおそれがないものであること。	●	●	【保安記録確認（漏えい、外観）】	気体廃棄物廃棄施設、β・γ廃液系設備、炉室（S）換気空調設備
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	●	【保安記録確認（外観）】	気体廃棄物廃棄施設、炉室（S）換気空調設備
		五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による 汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造 であること。	○ 同時確認	○ 同時確認	・ろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・同条（廃棄物処理設備）に係る検査と同時に行う。	
		六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	●	【保安記録確認（外観）】	β・γ廃液系設備
		七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が 散逸し難いものであること。	●	—	・当該設備はなく、廃棄物処理場に引き渡して処理する。	該当なし
		2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 施設内部の 床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。	▲	●	【保安記録確認（外観）】	β・γ廃液系設備
		二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物 がその受け口に導かれる構造 であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための 堰が設けられていること。	▲	●	【保安記録確認（外観）】	β・γ廃液系設備
		三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための 堰が設けられていること。 ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	▲	—	・液体廃棄物廃棄設備の貯槽類は、地下に設置しているため、定期事業者検査は不要である。	該当なし

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (冷却不要)	STACY		
36	保管廃棄設備	第三十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を 保管廃棄する容量を有すること 。	●	●	【保安記録確認(外観)】	有機廃液貯槽(B)、固体廃棄物保管室(I)、(II)、β・γ固体廃棄物保管室
		二 放射性廃棄物が 漏えいし難い構造 であること。	●	●	【保安記録確認(外観)】	有機廃液貯槽(B)、固体廃棄物保管室(I)、(II)、β・γ固体廃棄物保管室
		三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する 熱に耐え 、かつ、放射性廃棄物に含まれる 化学薬品 の影響その他の要因により著しく 腐食するおそれがないこと 。	—	—	・崩壊熱や放射線照射等により廃棄物が過熱されるおそれ及び化学薬品の影響等がないため、定期事業者検査は不要である。	該当なし
		2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による 汚染が広がらないように設置されたものでなければならない 。	●	●	【保安記録確認(外観)】	固体廃棄物保管室(I)、(II)、β・γ固体廃棄物保管室
		3 前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。	▲	●	【保安記録確認(外観)】	有機廃液貯槽(B)
37	原子炉格納施設	第三十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設が設けられていなければならない。 一 通常運転時に、その内部を 負圧状態に維持し得るものであり 、かつ、所定の 漏えい率を超えることがないものであること 。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあっては、この限りでない。	—	●	【保安記録確認(負圧)】 ・STACY施設では放射性物質の放出が少なく公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないため、原子炉運転中の負圧状態の維持のみを課し、原子炉建家の漏えい率は管理を必要としない。	炉室(S)
		二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される 放射性物質を低減するものであること 。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあっては、この限りでない。	—	—	・安全上重要な施設に該当しないため、定期事業者検査は不要である。(同上)	該当なし
38	実験設備等	第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等(試験炉許可基準規則第二十九条に規定する実験設備等をいう。以下この条において同じ。)は、次に掲げるものでなければならない。 一 実験設備の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、 試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること 。	▲	●	【保安記録確認(外観)】	可動装荷物駆動装置(案内管)
		二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に 反応度が異常に投入されないものであること 。	▲	●	【保安記録確認(実験計画、作動)】	可動装荷物駆動装置
		三 放射線又は 放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること 。	▲	●	【保安記録確認(負圧、風速)】	アルファ化学実験設備、ホット分析機器試験設備
		四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全に必要な パラメータを原子炉制御室に表示できるものであること 。	△ 同時確認	○ 同時確認	・第33条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に係るインターロック検査と同時に確認する。	可動装荷物駆動装置
		五 実験設備等が設置されている場所は、 原子炉制御室と相互に連絡できる場所 であること。	○ 同時確認	●	【保安記録確認(作動)】	通信連絡設備(ページング装置)
39	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第三十九条 中出力炉、高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、当該試験研究用等原子炉施設から 多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれのあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない 。	—	—	・安全上重要な施設に該当しないため、定期事業者検査は不要である。(「多量の放射性物質又は放射線」=「実効線量の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えるもの」、試験炉許可基準規則の解説より)	該当なし

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		ガイドの例 (冷却不要)	STACY		
40	保安電源設備	第四十条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする 発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない 。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	▲	●	【保安記録確認（作動）】	非常用発電機
		2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、 無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているものでなければならない 。	▲	●	【作動検査】	無停電電源装置
		3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を 安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない 。	▲	●	【作動検査】	無停電電源装置
41	警報装置	第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の 安全を著しく損なうおそれが生じたとき 、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の 線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたとき に、これらを 確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない 。	●	●	【警報検査】 【保安記録確認（警報、校正）】	計測制御系統施設、警報回路、排気筒ダストモニタ、排気筒ガスモニタ、ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ、 β ・ γ 廃液系設備
42	通信連絡設備等	第四十二条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、 通信連絡設備が設けられていなければならない 。	●	●	【保安記録確認（作動）】	通信連絡設備
		2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、 多重性又は多様性を確保した通信回線が設けられていなければならない 。	●	●	【保安記録確認（作動）】	通信連絡設備

以下、ガス冷却炉及びナトリウム冷却炉については省略。

令和 4 年度 STACY 施設の施設管理目標 (設定 → 達成状況) 票	所長 (承認)	臨界ホット試験 技術部長 (作成)	放射線管理部長 (作成)	工務技術部長 (作成)
	■	■	■	■
「原子力科学研究所原子炉施設保安規定」に基づく施設管理目標	R4/4/12	R4/4/12	R4/4/12	R4/4/12

施設管理方針	施設管理目標	管理尺度	目標値	達成状況及びその評価 ^{※1}
(1) 安全確保を最優先とする。	施設管理を行ううえで重要な設備・機器について、適切な管理指標を定め管理する。	実施頻度 (レビュー)	施設管理実施計画の期間又は年に1回以上	/
	保全活動を行う者の力量管理を確実に行う。	実施頻度 (教育)	年1回以上	/
		実施頻度 (再評価)	年1回以上	/
	保全活動を実施することにより、経年劣化や部品の消耗に伴う設備・機器等の不具合又はその兆候の発見に努め、発見した場合には、適切な対策を講じる。	実施頻度	検査、点検、巡視の都度	/
CAP活動を行い、自施設及び他施設で発生する不適合情報等を共有し、是正処置、未然防止処置等を確実に実施する。また、本体施設については、是正処置計画 (吊り荷引込み時の不安全作業 (高所からの単管パイプ落下)) に従い、是正処置を確実に実施する。	実施頻度 処置率 ^{※2}	原則週1回 100%	/	
(2) 法令及びルール (自ら決めたことや社会との約束) を守る。	法令及び保安規定を遵守し、施設管理に必要な保全活動を確実に実施する。	達成度	100%	/
(3) 情報共有及び相互理解に、不断に取り組む。	施設管理に関する情報を関係者間で十分な情報共有を行い、相互理解を深める。	実施頻度	月1回以上	/
(4) 保安業務 (運転管理、施設管理等) の品質目標とその活動を定期的にレビューし、継続的な改善を徹底する。	施設管理実施状況をレビューし、保全活動の継続的な改善を確実に行う。	実施頻度	施設管理実施計画の期間又は年に1回以上	/

注) 施設管理目標は、理事長が定めた施設管理方針と整合すること。また、達成度をどのような尺度で判断するかを十分に考慮した上で具体的に定めること。

本票は、施設管理目標の設定時及び達成状況の評価時にその都度作成する。施設管理目標を設定する場合は「設定」に○を、達成状況の評価の場合は「達成状況」に○を記す。

※1: 達成状況の評価では、管理尺度及び目標値に係る評価のみならず、保安活動の実施状況を踏まえて施設管理目標の達成状況の評価すること。

※2: 予算措置等を含め、長期的な対応が必要な場合は、処置の計画策定をもって、処置済とみなすことができる。

<p style="text-align: center;">令和4年度 STACY施設の施設管理目標(設定 達成状況)票 (施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標)</p>	臨界ホット試験 技術部長 (承認)	原子炉主任 技術者 (同意)	工務技術 部長 (確認)	放射線管理 部長 (確認)	臨界技術 第1課長 (作成)	工務第1 課長 (作成)	放射線管理 第2課長 (作成)
「原子力科学研究所原子炉施設保安規定」に基づく施設管理目標 (施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標)	R4/4/12	R4/4/12	R4/4/12	R4/4/12	R4/4/12	R4/4/12	R4/4/12

対象となる系統			機能	目標値 (確認頻度)	達成状況及びその評価*
施設名	設備等	機器等			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 (本体施設)	溶液燃料貯蔵設備	U溶液貯槽	放射性物質の貯蔵	溶液燃料漏えいの発生件数が、1件/四半期以下かつ2件/年以下(ただし、放射性物質の多量*の漏えいがないこと。) (四半期ごと) *「多量」とは、漏えいした溶液燃料が漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大することをいう。	/
その他試験研究用等原子炉の附属施設 (特定施設)	非常用電源設備	非常用発電機	商用電源喪失時における電源供給	商用電源喪失時における非常用発電機の不起動回数(2台同時):1回未満 (四半期ごと)	/
放射線管理施設 (放射線管理施設)	排気筒モニタリング設備	排気筒ダストモニタ 排気筒ガスモニタ	監視	通常の監視状態からの逸脱回数(代替機器への交換ができない場合に限る。)が、1回未満 (四半期ごと)	/

注) 本票は、施設管理目標の設定時及び達成状況の評価時にその都度作成する。施設管理目標を設定する場合は「設定」に○を、達成状況の評価の場合は「達成状況」に○を記す。
 ※: 達成状況の評価では、保安活動の実施状況を踏まえて施設管理目標の達成状況の評価すること。